

市民委員会資料①

1 平成28年第1回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第18号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第19号 川崎市こども文化センター条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第39号 川崎市少年自然の家の指定管理者の指定について
- (4) 議案第44号 平成28年度川崎市一般会計予算
- (5) 議案第48号 平成28年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- (6) 議案第63号 平成27年度川崎市一般会計補正予算

資料1 川崎市小児医療費助成条例 新旧対照表

資料2 川崎市こども文化センター条例 新旧対照表

資料3 川崎市少年自然の家の指定管理者の指定について

参考資料1 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

参考資料2 議案第39号参考資料

市民・こども局こども本部

(平成28年2月10日)

川崎市小児医療費助成条例 新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市小児医療費助成条例 平成 7 年 6 月 29 日 条例第 24 号 (略) (定義) 第 2 条 この条例において「小児」とは、満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者その他市長が特別の理由があると認める者で規則で定めるものをいう。 2 この条例において「乳児」とは、満 1 歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。 3 この条例において「幼児等」とは、満 1 歳に達する日の属する月の翌月の初日から満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者をいう。 4 この条例において「乳幼児等」とは、乳児及び幼児等をいう。 5 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 父及び母が共に当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者 (2) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 (3) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者 6 前項の「父」には、母が小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。 (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置)	○川崎市小児医療費助成条例 平成 7 年 6 月 29 日 条例第 24 号 (略) (定義) 第 2 条 この条例において「小児」とは、満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者その他市長が特別の理由があると認める者で規則で定めるものをいう。 2 この条例において「乳児」とは、満 1 歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。 3 この条例において「幼児等」とは、満 1 歳に達する日の属する月の翌月の初日から満 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者をいう。 4 この条例において「乳幼児等」とは、乳児及び幼児等をいう。 5 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 父及び母が共に当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者 (2) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 (3) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者 6 前項の「父」には、母が小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。 (略)

改正後	改正前
<u>2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</u>	

川崎市こども文化センター条例 新旧対照表

改正後	改正前																														
○川崎市こども文化センター条例 昭和35年12月24日 条例第33号 (略) 別表（第2条関係） <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>川崎市下平間こども文化センター</td><td>川崎市幸区下平間70番地1</td></tr><tr><td>川崎市北加瀬こども文化センター</td><td>川崎市幸区北加瀬2丁目12番12号</td></tr><tr><td>川崎市玉川こども文化センター</td><td>川崎市中原区市ノ坪464番地2</td></tr><tr><td>川崎市住吉こども文化センター</td><td>川崎市中原区木月祇園町17番6号</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>	名称	位置	(略)		川崎市下平間こども文化センター	川崎市幸区下平間70番地1	川崎市北加瀬こども文化センター	川崎市幸区北加瀬2丁目12番12号	川崎市玉川こども文化センター	川崎市中原区市ノ坪464番地2	川崎市住吉こども文化センター	川崎市中原区木月祇園町17番6号	(略)		○川崎市こども文化センター条例 昭和35年12月24日 条例第33号 (略) 別表（第2条関係） <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>川崎市下平間こども文化センター</td><td>川崎市幸区下平間70番地1</td></tr><tr><td>川崎市北加瀬こども文化センター</td><td>川崎市幸区北加瀬2丁目12番12号</td></tr><tr><td>川崎市小杉こども文化センター</td><td>川崎市中原区小杉町3丁目417番地</td></tr><tr><td>川崎市玉川こども文化センター</td><td>川崎市中原区市ノ坪464番地2</td></tr><tr><td>川崎市住吉こども文化センター</td><td>川崎市中原区木月祇園町17番6号</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>	名称	位置	(略)		川崎市下平間こども文化センター	川崎市幸区下平間70番地1	川崎市北加瀬こども文化センター	川崎市幸区北加瀬2丁目12番12号	川崎市小杉こども文化センター	川崎市中原区小杉町3丁目417番地	川崎市玉川こども文化センター	川崎市中原区市ノ坪464番地2	川崎市住吉こども文化センター	川崎市中原区木月祇園町17番6号	(略)	
名称	位置																														
(略)																															
川崎市下平間こども文化センター	川崎市幸区下平間70番地1																														
川崎市北加瀬こども文化センター	川崎市幸区北加瀬2丁目12番12号																														
川崎市玉川こども文化センター	川崎市中原区市ノ坪464番地2																														
川崎市住吉こども文化センター	川崎市中原区木月祇園町17番6号																														
(略)																															
名称	位置																														
(略)																															
川崎市下平間こども文化センター	川崎市幸区下平間70番地1																														
川崎市北加瀬こども文化センター	川崎市幸区北加瀬2丁目12番12号																														
川崎市小杉こども文化センター	川崎市中原区小杉町3丁目417番地																														
川崎市玉川こども文化センター	川崎市中原区市ノ坪464番地2																														
川崎市住吉こども文化センター	川崎市中原区木月祇園町17番6号																														
(略)																															

川崎市少年自然の家の指定管理者の指定について

1 施設概要及び指定管理予定者について

施設名称	川崎市八ヶ岳少年自然の家
開設年月日	昭和52年8月
施設所在地	長野県諏訪郡富士見町字広原12067-482
敷地面積	356,691.4㎡ / 建設面積 9,980.8㎡
施設内容	センターハウス棟、アストロハウス、ワーキングホール、宿泊棟（鳥、山、花、星、村の5棟）、野外炊飯場、バーベキュー場等
指定管理予定者	一般社団法人富士見町開発公社
	※第1期（H18.4.1～H23.3.31）、第2期（H23.4.1～H28.3.31）の指定管理者
指定管理期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日

2 川崎市こども本部指定管理者選定評価委員会について

● 所掌事務

こども本部が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議する。

なお、委員会は川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）に基づき設置された附属機関である。

● 選定評価委員会の構造

施設分類ごとに部会を設置し、各部会において、所掌施設の調査審議を行う。八ヶ岳少年自然の家については、「青少年教育施設・こども文化センター部会」において行われた。

```
graph LR; A[こども本部指定管理者  
選定評価委員会] --- B[青少年教育施設・  
こども文化センター部会]; A --- C[母子生活支援施設部会]; A --- D[保育所部会]; B --- E[・黒川青少年野外活動センター  
・青少年の家  
・子ども夢パーク  
・八ヶ岳少年自然の家  
・こども文化センター]; C --- F[・ヒルズすえなが]; D --- G[・保育所]; B --- H[部会]; C --- H; D --- H
```

● 青少年教育施設・こども文化センター部会（8/10、10/2開催時）の委員構成

- ・ 中村 美津子（元和泉短期大学教授）
- ・ 岡田 守弘（横浜国立大学名誉教授/東京医療学院大学教授）
- ・ 新井 努（新井公認会計士事務所/公認会計士）
- ・ 地主 弘（公益社団法人けいしん神奈川相談役/中小企業診断士）
- ・ 木村 耕三（川崎市青少年育成連盟理事）

3 選定評価委員会での選考過程及び主な意見

- ・ 4月、バーベキュー場にて事故発生
 - ・ 6月、トコジラミ発生、施設休止（平成27年6月30日～12月18日）
 - ・ **8月10日、青少年教育施設・こども文化センター部会開催**
八ヶ岳少年自然の家の平成26年度評価及び第2期指定管理期間の総括評価を実施
- 部会での主な意見

 - ・ 八ヶ岳の自然を十分に生かした事業展開や教育委員会及び学校との連携を密にして、自然教室を円滑に受け入れている。
 - ・ 次期指定管理期間に向けては、各種事故の防止に向けた対策や発生時の対応等、安全管理面をこれまで以上に重視すべきである。
- ⇒部会での指摘事項を受け、現法人に改善指導及び報告書提出指示
- ・ 8月11日、教育委員会に評価結果を報告
 - ・ 8月20日～、次期指定管理者募集
8月28日の現地説明会では4社の参加があるも、最終的には現法人のみ応募
 - ・ 9月30日、事故に起因する安全管理対策及びトコジラミに起因する衛生管理対策について、指定管理者から報告
 - ・ **10月2日、青少年教育施設・こども文化センター部会開催**
八ヶ岳少年自然の家の次期指定管理予定者を選定
- 部会での主な意見

 - ・ 学校との利用調整や地域との交流事業等、これまでの実績等は評価できる。
 - ・ 利用者の安全・安心に関する改善や、今後の対応等が強調されたほうがよい。

↓

部会として、現法人を次期指定管理予定者として決定するが、「次期指定管理期間において、子どもが安全・安心に利用するための安全管理・衛生管理を徹底すること」との意見が付された。
- ⇒部会での指摘事項を受け、現法人に改善指導及び報告書提出指示
- ・ 10月9日、現法人から改善報告書の提出有、選定評価委員に内容確認及び説明
 - ・ 10月9、10日、市職員による現地調査を実施
衛生管理面・安全管理面において、問題がないことを確認
 - ・ 10月13日、庁内会議において、施設再開を決定
 - ・ 10月13日、教育委員会に付議、現法人を次期指定管理予定者として決定
 - ・ これまでの選定評価委員等からの指摘を踏まえ、再オープン後の施設の改善状況や利用者アンケートの状況を検証した上で、3月議会に提出することを決定
 - ・ 11月12日、各会派及び無所属議員に3月議会提出する旨を御説明
 - ・ 1月28日、市民委員会において、衛生管理・安全管理の改善状況等を報告

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成27年8月10日

評価者：川崎市こども本部指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市ハケ岳少年自然の家
指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日
業務の概要	- 施設設備の管理運営及び維持保全に関すること - 施設設備の利用許可及び提供に関すること - 主催事業の企画実施に関すること - 青少年教育行政、市政及び地域行政への協力に関すること - 施設の設置目的に沿った施設の有効活用と利用促進に関すること - その他、仕様書に定める指定管理業務に関すること
指定管理者	名称：一般社団法人富士見町開発公社 代表者名：理事長 小林 一彦 住所：長野県富士見町富士見 6666 番地 703
所管課	市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課（内線：43332）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	【事業実績】 （利用者数） 指定管理導入前：85,704 人（平成17年度） 第1期：89,156 人（年平均） 平成23年度：92,851 人 平成24年度：96,521 人 平成25年度：95,767 人 平成26年度：99,126 人 【評価】 メールマガジンの配信、ホームページの頻繁な更新やラジオでの情報配信、カラー刷りパンフレットの配布に加え、長野県富士見町から赴き、川崎市内のイベントや商業施設等にブースを出展して活動を紹介するなど積極的な広報を行った。 利用者ニーズ把握のためにアンケートを実施し、地域住民との交流事業推進や無線 LAN の整備、温水洗浄トイレの設置など、運営に反映した。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	【事業目的】 恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛錬し、もって健全な少年の育成を図る。 【評価】 学校との利用調整を頻繁に行い、ハケ岳の自然豊かな環境を活かした活動について提案を行っており、年間を通して学校団体の利用や市主催事業の開催でスケジュールが密に組まれていた。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	法定点検を含め、施設の定期点検を行った。修繕の必要な設備については、指定管理者自ら積極的に対応した。 食物アレルギーへの対応として、代替食の提供や誤食を防止するために皿の色分けなど、食への安全にも配慮を行った。 平成27年度に入り、利用者に救急搬送及び入院を伴うケガを負わせる事故があり、現状について緊急点検し、火気取扱い時のマニュアルや職員体制の見直しを行った。 また、宿泊棟の一部で害虫（トコジラミ）の発生があり、専門駆除業者に依頼し調査及び駆除を行うこととし、宿泊施設全棟の利用中止を余儀なくされた。
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	施設の老朽化に伴い、改善や補修の必要な設備が増えている。 利用者の安全を確保するためには、指定管理者の日常点検により保守に努めることと、市による長寿命化含めた計画的な整備が必要になっている。また、より安全を担保するためには、ハード面だけでなく職員体制などソフト面の充実も求められている。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	【所管課によるマネジメント状況】 年度評価の実施（年1回） 定期的な報告内容の確認（月1回・四半期） 連絡調整会議の実施（年1回） 電話等及び実地調査の実施（随時） 【評価】 日常の電話等での連絡調整はもちろんのこと、指定管理者を集めた連絡調整会議での情報共有、事業評価を通じた適正な業務実施の確認など、適正なマネジメントが行われた。 改善した点としては、監査指摘事項を含め、指定管理者が対応するものと市が対応するものとを協議して施設修繕や利用方法の改善を行った。収支予算書・報告書の記載方法については青少年育成課から指導し、指定管理者から訂正した予算書・報告書の提出を受けた。 また、事故や害虫の発生等突発的な案件については、指定管理者に詳細な報告と再発防止策の提示を求め、現地に市職員が赴き改善状況を確認した。
2	制度活用による効果はあったか。	（サービスの向上） ・施設の所在地である富士見町と川崎市、互いの住民が行き来するイベントを開催するなど交流が図られるようになった。 ・年度平均利用者数が第1期指定管理期間に比べ7.0%増となった。 【年度平均利用者数】 指定管理制度導入前（H17年）：85,704人 第1期（H18～22年度）：89,156人 第2期（H23年度～）：95,999人 【経費実績】 指定管理制度導入前（H17年）：年294,734千円 第1期（H18～22年度）：年257,838千円 第2期（H23年度～）：年270,177千円 【評価】 利用者は増えつつあったが、経費については、指定管理者制度導入前（平成17年度）は年294,734千円、第2期は年平均270,177千円であることから、年間24,557千円、指定管理期間（5年）全体では、122,785千円の経費節減効果が認められた。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	老朽化による経年劣化が増えており、施設の保全を計画的に行う必要性が高まっている。水道などのインフラに係る大規模な修繕が必要になる可能性があり、その場合は宿泊利用を休止して行う必要も出てくることが予想される。 長野県に設置しており、市から現地へ赴いての工事は時間及びコスト面から見て負担が大きく、現在1件100万円以下としている修繕費の指定管理者負担額を、軽易工事上限額の1件250万円未満に変更することも必要と考えている。 安全管理面において事故発生時の対応については、遠隔地ゆえに指定管理者に委ねる部分が多い施設であり、安全対策に対する職員研修の強化、より詳細なアクションプランの作成などが必要である。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	指定管理者制度の導入により、直営時よりも低いコストで、直営時以上のサービス提供を行うことができています。 本市から離れた長野県に設置している施設で、直営に戻して管理運営を行うことはコスト面から見て現実的でなく、今後も5年間の指定管理者制度を継続することが望ましい。

4. 今後の事業運営方針について

指定管理者制度の導入により、直営時より低いコストで、直営時以上のサービス提供を行うことができています。積極的な広報活動により、学校団体の利用が少ない時期についても青少年団体が宿泊し、高い稼働率を維持している。 自然体験活動の機会確保が必要とされている中、本市から離れた長野県に設置している施設で、より財政負担を少なくして管理運営していくためには、引き続き指定管理者による管理運営を行うことが望ましい。 なお、次期指定管理期間に向けては、各種事故の防止に向けた対策や発生時の対応など安全管理面をこれまで以上に重視すべきである。

議案第 39 号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	川崎市八ヶ岳少年自然の家
(2) 所在地	長野県諏訪郡富士見町境字広原 1 2 0 6 7 番地 4 8 2
(3) 設置条例	川崎市少年自然の家条例
(4) 設置目的	恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、もって健全な少年の育成を図る。
(5) 施設の事業内容	団体宿泊訓練に関すること ほか
(6) 現在の管理者	一般社団法人富士見町開発公社
(7) 現在の管理運営費	2 7 1 , 4 2 6 千円

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	一般社団法人富士見町開発公社																
所 在 地	長野県諏訪郡富士見町富士見 6 6 6 6 番地 7 0 3																
代 表 者 名	理事長 小林 一彦																
設 立 年 月	昭和 4 4 年 4 月 2 日（成立 昭和 4 4 年 4 月 4 日）																
資 産 総 額	3 0 0 万円																
職 員 数	1 2 9 人																
設 立 目 的	富士見町及び観光諸団体と連携して事業の振興を図り、地域経済の活性化と発達に寄与しあわせて公の施設の効率的、効果的な運営を図り、もって地域の生活、文化の向上に資することを目的とする。																
事 業 概 要 （ 2 7 年度）	(1) 川崎市八ヶ岳少年自然の家指定管理者 (2) 多摩市立八ヶ岳少年自然の家指定管理者 (3) 戸田市立少年自然の家指定管理者 (4) 八ヶ岳フレンドリーふじみの管理運営 (5) 富士見パノラマリゾートの運営																
決 算 （ 2 6 年度）	<table> <tr> <td>売上高</td><td>1,538,548,329 円-----①</td></tr> <tr> <td>売上原価</td><td>200,670,626 円-----②</td></tr> <tr> <td>売上総利益（①－②）</td><td>1,348,191,566 円-----③</td></tr> <tr> <td>販売費及び一般管理費</td><td>1,185,890,091 円-----④</td></tr> <tr> <td>営業利益（③－④）</td><td>162,301,475 円-----⑤</td></tr> <tr> <td>営業外収益</td><td>14,737,878 円-----⑥</td></tr> <tr> <td>営業外費用</td><td>61,156,645 円-----⑦</td></tr> <tr> <td>経常利益（⑤＋⑥－⑦）</td><td>115,882,708 円</td></tr> </table>	売上高	1,538,548,329 円-----①	売上原価	200,670,626 円-----②	売上総利益（①－②）	1,348,191,566 円-----③	販売費及び一般管理費	1,185,890,091 円-----④	営業利益（③－④）	162,301,475 円-----⑤	営業外収益	14,737,878 円-----⑥	営業外費用	61,156,645 円-----⑦	経常利益（⑤＋⑥－⑦）	115,882,708 円
売上高	1,538,548,329 円-----①																
売上原価	200,670,626 円-----②																
売上総利益（①－②）	1,348,191,566 円-----③																
販売費及び一般管理費	1,185,890,091 円-----④																
営業利益（③－④）	162,301,475 円-----⑤																
営業外収益	14,737,878 円-----⑥																
営業外費用	61,156,645 円-----⑦																
経常利益（⑤＋⑥－⑦）	115,882,708 円																

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画（主な提案内容）

- (1) 森の探偵団、森の工作教室
- (2) ハヶ岳自然紀行、ふじみ星空観察会
- (3) キッズ自然探検隊、ハヶ岳宿泊スポーツ体験学校、子どもスキー教室
- (4) ふれあいサマーキャンプ地域間交流事業 ほか

6 収支計画（提案額）

（単位：千円）

項 目	金 額（消費税及び地方消費税を含む）					
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	合 計
収 入	272,569	272,679	272,799	272,898	273,011	1,363,956
指定管理料	258,600	258,600	258,600	258,600	258,600	1,293,000
利用料金	9,275	9,343	9,412	9,482	9,552	47,064
その他の収入	4,694	4,736	4,787	4,816	4,859	23,892
支 出	272,036	272,036	272,036	272,036	272,036	1,360,180

別紙

川崎市少年自然の家の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体：1 団体（一般社団法人富士見町開発公社のみ）

2 川崎市こども本部指定管理者選定評価委員会

青少年教育施設・こども文化センター部会

部会長 中村 美津子（元和泉短期大学教授）

委員 岡田 守弘（横浜国立大学名誉教授/東京医療学院大学教授）

委員 新井 努（新井公認会計士事務所/公認会計士）

委員 地主 弘（公益社団法人けいしん神奈川相談役/中小企業診断士）

委員 木村 耕三（川崎市青少年育成連盟理事）

3 選定理由

仕様書に沿った提案がなされるとともに、提案金額やそれに伴う収支計画・人員配置も妥当でした。また、運営の基本的考え方や個別事業提案、事業の安定性等の提案から、安定的、継続的な施設運営が見込まれることを評価し、一般社団法人富士見町開発公社を選定しました。

なお、事業計画等については合格点となりましたが、委員から「次期指定管理期間において、子どもが安全・安心に利用するための安全管理・衛生管理を徹底すること」との意見が付されました。

4 審査結果（※基準点360点以上）

選定基準	配点	一般社団法人 富士見町開発公社
①応募団体自身について	100点	54点
②応募団体の取り組みについて	50点	32点
③事業経営計画と管理経費縮減等への取り組みについて	125点	81点
④事業の安定性・継続性の確保への取り組みについて	75点	47点
⑤事業目的の達成とサービスの向上への取り組みについて	250点	153点
実績評価点（標準を0点として、加減点）		7.5点
合 計	600点	374.5点

5 提案額（5年間の総額）
1, 2 9 3, 0 0 0 千円